

仕 様 書

1 業務名称

ヤングケアラーの普及啓発に係るデザイン企画・制作業務（ポスター等デザイン）

2 目 的

ヤングケアラーとは「一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども」と定義されている。

小中高生等に対して実態調査を行った結果、家族の世話をしていると回答した児童・生徒が一定数おり、ヤングケアラーの認知度が低く、周囲の大人が気付かず施策につながっていない状況が見受けられた。

そこで、ヤングケアラーに関する正しい理解を醸成し、周囲の大人がヤングケアラーに早期に気づき、適切な支援につながるよう、ポスター等を活用して普及啓発を図るもの。

3 業務内容

ポスター等用デザインの企画・制作（1種類）

(1) 啓発対象

世代性別を問わず、全ての住民

特に、「地域の大人の方」への啓発を重要視している

(2) 啓発内容

① ヤングケアラーの認知度向上

- ・ヤングケアラーとは何か、どのような場合にヤングケアラーとなりうるのか等について、具体的な内容を示しながら周知することで認知度向上を図る。

(ヤングケアラーの例)

- ・障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。
 - ・家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。
 - ・目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。
 - ・日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。
- ※その他の例については、「6 参考資料」を参照すること。

② ヤングケアラーを社会で支える

- ・家事や家族の世話等は、子どもの成長に良い影響を与える一方、過度な負担がかかると、学業や生活に支障をきたすといった課題がある。
- ・「ヤングケアラー＝悪いこと」という誤ったメッセージにならないよう留意しつつ、地域の大人のの方が、ヤングケアラーに早期に気づき、支援（相談窓口）につなぎ、見守ることができる環境づくりを進める。

③ ヤングケアラーに関する相談窓口の周知

- ・京都市及び京都府の相談窓口を周知する。

④ その他

- ・上記のほかヤングケアラーに関し京都市が広報の必要があると認めるもの。

(3) デザイン内容

- ①目的や啓発内容を反映したキャッチコピーを案出し、レイアウトに入れること。
なお、案出に当たっては、「6 参考資料」を参照すること。
- ②ヤングケアラーとは何か、どのような場合にヤングケアラーとなりうるのか等について具体的な例をいくつか挙げ、レイアウトに入れること。
- ③ユニバーサルデザイン対応など、より多くの住民の目に留まるデザインとすること。
- ④ヤングケアラーの普及啓発に使用するのに相応しいイラストを使用すること。
例えば、児童の笑顔のイラストを使用するなど、明るいイメージとすること。
- ⑤次の相談窓口を表示すること（後に変更となる可能性あり）。
 - 京都府ヤングケアラー総合支援センター
TEL:075-662-2840（月曜日～土曜日 10:00～18:00）
「ヤングケアラーに関する専用相談窓口です」
 - 児童相談所相談専用ダイヤル（無料）
いちはやくーおなやみを
TEL:0120-189-783（24時間対応、年中無休）
「子どもの福祉に関する様々な相談を受け付けています」
 - こども相談24時間ホットライン
TEL：#7333（24時間受付、年中無休）
ダイヤル回線、IP電話の場合：075-351-7834
「子どもや子育てに関する悩みの相談を受け付けています」
 - 区役所・支所保健福祉センター各相談窓口
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000134951.html>
二次元コードも併せて表示
- ⑥デザインの最下部にロゴマークや印刷物番号、電話番号等を掲載可能なスペースを空けること。

(予定している掲載内容)

 - ・右端：京都市子ども若者はぐくみ局 子ども若者未来部 子ども家庭支援課
TEL 075-746-7625 FAX 075-251-1133
京都市印刷物 第〇〇〇〇〇〇号 令和5年9月発行
 - ・中央：京都市ロゴタイプ、SDGs ロゴタイプ（別途提供）
 - ・左端：検討中
- ⑦原則としてイラストを用いたデザインとするが、写真等の使用も可とする。

(4) 規格等

- ・用紙サイズB0（横）、B1（縦）、B2（縦）、B3（横）、B4（横）、B5（縦）に転用可能なデザインとすること。
- ・地下鉄・市バス掲示用として、B3（横）については上部・下部20ミリ、左部・右部15ミリを空けたデザインとすること。
- ・フルカラー（4色）、片面
- ・ユニバーサルデザイン（カラーユニバーサルデザイン、UDフォント）に対応すること。

※ 応募書類提出の際、上記（3）のデザイン内容を反映したデザイン案（B2（縦）サイズ及びB3（横）サイズ）を提出すること。なお、1者が複数案提出することも可とする。

4 納 期

契約から約1か月後（7月中旬）

※ 納品後であっても、契約期間終了までは、デザインの修正を指示することがある。

5 納 品

- ・キャッチコピー等をレイアウトに入れたもの（縦・横）
- ・キャッチコピー等をレイアウトに入れていないもの（縦・横）

※ データ形式は、①Adobe Illustrator データ、②JPEG データ及び③PDF データとし、1枚のCD-Rに格納するとともに、CD-Rの盘面及びケースには「ヤングケアラー普及啓発デザイン」などのタイトルや収録データの内容を表示すること。なお、②JPEG データの形式、サイズ、容量については、別途指示する。

6 参考資料

- ・京都市情報館 ヤングケアラーに関するページ
<https://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/page/0000302797.html>
- ・京都府ヤングケアラー総合支援センター
<https://hitorioya.kyoto/ycarer/>
- ・子ども家庭庁ホームページ（R5.4.1から移管）
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>
- ・厚生労働省ホームページ（R5.3.31を以って子ども家庭庁に移管）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/young-carer.html>